

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 92 号

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例施行規則の一部を次のように改正する。

「

別表中	スライドプロジェクター	1台につき1日	970	を
	オーバーヘッドプロジェクター		970	
	ビデオ設備	一式につき1日	2,880	

」

「

DVD設備	一式につき1日	2,880	に改める。
-------	---------	-------	-------

」

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

<input type="checkbox"/> マイクロホン	<input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター	<input type="checkbox"/> 陶芸用電気窯	を
<input type="checkbox"/> スライドプロジェクター	<input type="checkbox"/> ビデオ設備	<input type="checkbox"/> 電動ろくろ	

」

「

<input type="checkbox"/> マイクロホン	<input type="checkbox"/> 陶芸用電気窯	に改める。
<input type="checkbox"/> DVD設備	<input type="checkbox"/> 電動ろくろ	

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)